

## 明治皇室典範に関する一研究

——「天皇の退位」をめぐって——

奥平康弘

## はじめに——本稿の意味

## 天皇に退位する自由があるか

へ天皇に退位する自由があるか。この問いに対して、日本国憲法の明文規定から直接に手掛かりとなるものを見出すことはできない。憲法はただ、「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」(第二条)と定めるのみであつて、この問題は、あたかももっぱら、国会制定法としての皇室典範に委ねている立法(裁量)事項であるがごとくである。

憲法の右規定を受けて制定された皇室典範(一九四七年一月一六日法三)は、その第四条で「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。」と定めている。そして、この規定は、第一に、天皇が死去したならばただちに、天皇の跡継ぎ(皇

嗣)が、皇位に就くことを宣言しているとともに、第二に、皇位継承は、天皇の死去のみを原因とし、したがって、天皇は生きていくかぎり天皇であり続けるのであって、生前退位ということはあり得ないことを含意している、と一般に解釈されている。<sup>(1)</sup>

すなわち、皇室典範第四条により、冒頭に示した問題、(天皇に退位する自由があるか)は、否定的に答えることが正当だということになる。<sup>(2)</sup>

皇室典範はさらに、皇族の身分離脱、つまり皇族たることをやめることについて、次のとおり定めている。第一条第一項「年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。」とあって、皇位継承可能性の低い、したがって皇族順序の後列にある皇族および女子皇族については、身分離脱につき、ある程度意思の自由が認められている。<sup>(3)</sup> 逆に言えば、しかし、この範疇以外の皇族、すなわち皇后、太皇太后、皇太后、皇太子・皇太孫を含む親王は、右規定の列挙から洩れていて、何も定めがないがゆえに、身分離脱の自由はまったく許されていない、と解されているようである。<sup>(4)</sup>

要するに、現行皇室典範によれば、天皇には退位の自由がなく、皇族のうち比較的到高順位にある人もおなじように身分離脱の自由が認められないことになっている。そして、このように自由剥奪的な構造になっていることは、憲法規範のうえでいかなるものかといった疑問を呈する憲法論は、管見に属するかぎりでは、ほとんど無いようである。天皇に退位の自由はなく、ある種の皇族に身分離脱の自由がないのは、制度上当然のことであって、憲法上なんの問題もない、と一般に考えられているらしい。

## 天皇・皇族の「人権」論

他方学界では、また公衆一般のあいだにあっても、皇室典範が「女帝」を認めていないこと、皇族に「婚姻の自由」、選挙権・被選挙権その他「基本的人権」が制限され差別されていること、などは「違憲だ」とする論議の流れがある。これと対照して、天皇・皇族の身分離脱の自由について、憲法論（憲法上の吟味）が無いのは、少なくとも私からすれば、たいへん奇異と感ぜられる。というのは、憲法第一条および第二条に基づいて設定された皇室制度のなかで、天皇・皇族が市民一般と異なった扱いを受けるのは、制度必然的で、やむ得ないところがある、と私には思われる。したがって天皇・皇族が「基本的人権」の制約を受けても、直ちには市民一般とおなじ論理がはたらいて違憲論が成立つわけではない、と考える。このように、天皇・皇族について「基本的人権」の制約が許容されると解する前提として、もし天皇・皇族がそうした人権制約が自分からみて人間的に堪え難いと感じ、自分もまたふつう一般の公衆とおなじようにインテグリティを具えた人間として「基本的人権」を享受したいと望んだ場合には、当該制度から脱出する余地が保障されていなければならぬ、と私は思うのである。その意味では、天皇・皇族についてのあれやこれやの「基本的人権」の制約問題よりも、退位の自由・身分離脱の自由の剥奪問題のほうが、「人権」論としては基幹的な性質のものではなからうか、と思うのである。

こういった私に特有な問題意識のもと、本稿では、天皇の退位の自由を否認するものとしての皇室典範第四条の歴史的な背景をさぐることからはじめ、それが孕む憲法問題に考察の目を及ばせてみたい。

(1) 現皇室典範第四条は、旧皇室典範第一〇条（「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」）のうち、「祖宗ノ神器ヲ承ク」を切り離し、あとは文章形式上の手直しをしたうえで、実質をまったく変えることなくそのまま継承している。本文に示した現行法第四条の解釈は、したがってまた、旧法第一〇条の解釈の、そのままそっくりの継承であるのである。なお、旧法第一〇条の成立過程およびその意味について考察するのが、本稿の目的のひとつである。

ちなみに、本文で用いた「天皇の死去」という表現方法について、一言しておきたい。最近私は高校用公民（政治、経済）の教科書検定系統において、文部科学省が「昭和天皇死去」とある年表上の記述にクレームをつけるのを自ら体験した。この記述は、文科省によれば、「天皇の地位について誤解するおそれのある表現である」といい、高校教科用図書検定基準第2章3の(2)に該当するといふのである。いうまでもなく、「死去」ということばは自然人としての自然的な運命遭着を現わす一般名辞である。天皇も自然的存在として「死去」はまぬがれがたい。けれども文科省は「天皇の地位を誤解させないために」、この語を使つてはならない、といふのである。私には不思議なクレームと感ぜられる。

(2) かつて私は、『憲法 Ⅲ』四〇頁（有斐閣、一九九三年）において、天皇の退位問題を論ずるに当たつて、歴史的・伝統的な解釈論がもつ意味を軽視し、誤りをおかした。本稿には、この点の贖罪をおこないたいという意図がこめられている。

(3) 問題の第一条第一項は、一方で「…その意思に基づき」と定めることにより、身分離脱に関する意思の自由を尊重する趣旨を表わしている。けれども他方、そうした意思のみで身分離脱が完成するのではなく、「皇室会議の議により」という条件を付け加えることによつて、意思の自由を制約している。私が本文中で、「ある程度意思の自由」と記述したのは、そういったニュアンスがあるからである。

(4) この種の問題は、観点のいかんによつては、マイナーな意味しか持たないと考えられる。天皇制システムというきわめて特別な制度的な組み合わせ（長谷部恭男のいわゆる「飛び地」、長谷部恭男『憲法「第二版」』一三四頁「新世社、二〇〇二」）の内部における、単なる配合（アレインジメント）の問題であるとして、この種の問題を処理する余地がある。これに反し、憲法の権利保障規定を原則として広く天皇・皇族にも適用し、ただ憲法第二条で定める世襲主義に必要最小限な限度においてのみ、天皇、皇族に対する例外的な権利制約措置が認められるべきであるという有力な立場（「人権」解釈論）からすれば、皇室典範第一条第一項（およびその他、皇室典範が採つてあるあれやこれやの権利制約規定）は違憲的な評価を免れないことになるであろう。こうした天皇制と「人権」保障をめぐる解釈論は、別稿において取り上げるであろう。

## 一、讓位（生前退位）消極論——その根拠

## 「皇嗣踐祚唯一の原因」

現行皇室典範第四条は、旧皇室典範（一八八九年（明治二二）二月一日）第一〇条「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」に由来する。この旧典範第一〇条は、第一に「皇嗣（皇太子）ノ踐祚ハ天皇ノ崩御ト其ノ時ヲ同フシ、直接当然ニ行ハレ、其ノ間何等儀文ノ要件ヲ為スモノナキヲ謂ヘルナリ。」<sup>(1)</sup>と言つように、皇位継承は寸毫の隙もなく天皇死去と同時に（2）おこなわれることを意味する、と説かれていた。同条はまた第二に、「踐祚ハ必ス天皇崩御ニ因ル。：天皇崩御ノ事ヲ以テ皇嗣踐祚ノ唯一ノ原因トス」<sup>(3)</sup>る、すなわち天皇存命中に皇位を皇嗣に譲る制度（讓位）は採らないということの意味すると解されていた。天皇は退位不能というわけである。

旧第一〇条は——「祖宗ノ神器ヲ承ク」とする神話的な象徴行為の部分を除けば<sup>(4)</sup>——右ふたつの解釈とともに、現第四条にそっくりそのまま引継がれて、現在にいたっているのである。

このように明治皇室典範は、皇位継承がおこなわれるのは天皇崩御を唯一の原因とするという制度を採ることによって、一義的・明確に天皇の生前退位の余地を否定した。天皇は、生きていくかぎりは天皇であり続けなければならないということになったのであるが、一体全体、明治以前においてはこの間の事情はどうであつたのだろうか。<sup>(5)</sup>

ここで、この方面の制度史に関する標準的な著作物にもとづいて、過去を振り返ってみよう。

## 制度史概観

皇位の生前讓与（1）・生前退位すなわち、讓位がおこなわれるようになったのは、中世以降であつて、それ以前、古代にあつ

てはずっと、皇位継承は天皇崩御を唯一の原因としていた、と言われる。その意味では、明治皇室典範第一〇条は、中世以来むしろ慣行であった讓位制度を排して、古代の、踐祚は崩御にさいしてのみおこなわれるという制度を復活させたものなのだ、と説かれる。周知のように、明治皇室典範による天皇制確立における最大のスローガンは、「祖宗ノ大憲」にもとづく権威の再構築ということにあったから、へ崩御を唯一の原因とする踐祚（生前退位の否認）という古代制度への立ち戻りは、右スローガンにまことによく適合的であり、かかるものとして、それ自体正統視され得る態のものであっただろう。

歴史状況をもう少し叙述してみる。『皇室典範義解』によれば、神武天皇から舒明天皇にいたる三四世までのあいだ、讓位による皇位継承は無かったという。つまり、ここまでの代々、継承はすべて崩御を原因としてのみ生じた、というのである。

歴史上讓位ということがはじめて現われるのは、第三五代皇極天皇（在位六四二～六四五）が次の孝徳天皇（在位六四五～六五四）に、存命中バトン・タッチした事例である（もともと、この皇極天皇起源説には異論があるものようであって、これに関しては後述する）。

皇極天皇は、いわゆる「女帝」、つまり「中継ぎ」天皇であった。彼女の讓位はしたがって、次代天皇への「中継ぎ」役として、まことに当然の所作であったということになる。男統主義の支配下、暫定天皇としての「女帝」は、格好の跡継ぎが出てきたら、すべからず速やかに、その者への承継がおこなわれるべきことが期待される。

皇極天皇ののち九代までのあいだに、在世中讓位があったのは、三件であって、それに該当する持統天皇（四一代）、元明天皇（四三代）、および元正天皇（四四代）は、すべて「女帝」である。「中継ぎ」と讓位との制度関係を如実に示していると言えよう。

「女帝」ならぬ男性天皇が在世中讓位したのは、第四五代聖武天皇（在位七二四～七四九）を以って嚆矢とするものよ

うである。聖武天皇は、その第一皇女を史上はじめて女性皇太子に立て（阿部内親王）、やがて在世中讓位して、孝謙天皇（在位七四九〜七五八）が跡を継いだ。聖武天皇は「太上天皇」称号のもと、しばらく生存した。男性・聖武天皇の生前退位というパフォーマンスについて、『帝室制度史』は、「我が皇位継承の史上に一新例を開きたまへり。」と評している。<sup>(6)</sup>

男性天皇による讓位の事例は、その後、第四九代光仁天皇（在位七七〇〜七八一）が桓武天皇（在位七八一〜八〇六）へと存命中に引継ぎしたさいみられたばかりではなく、「爾來歷代相尋いで讓位受禪（讓り受けること）の儀あり。皇位の継承は、天皇の崩御に因るよりも、寧ろ讓位に因るを常例と為すに至れり。」といわれるほどの勢いとなったのである。

こうして、第三五代皇極天皇を起点として生前讓位がなされた事例は、第一一九代光格天皇（在位一七七九〜一八一七）にいたるまで、五七件にのぼる。皇極天皇から算えて明治天皇までの間、八七代にわたる継承があり、そのうち生前讓位がなされたのが五七件というのだから、私のつたない算術計算では、讓位例率はラフに言って二対一ということになる。ことに、近世も明治に近い光格天皇までの時代には、その例が多いのは顕著な事実である。

### その「史実」本当？

こうした天皇家にまつわる史実の算え方については、かならずとっていいほど異論が生じるのが常であるから、いま述べたことがらに批判があるう。私はありていにいって、この種の数字にほとんど興味がないのである。ただ、私にはどうでもいいことがらなのだが、尊皇的な研究者は「史実の積み重ね」にこだわり、数の多寡により、ことの正当性の軽重を問う傾向があるので、私として不本意ながら、史実的な背景に多少の目を向け、その数の多寡に少しばかりお付き合いをしていくだけのことである。

このことに関連してちょっと傍論に出してみたい。先に私は、生前讓位の最初の事例は、第三五代皇極天皇にある、と通

説にのつとつた記述をした。しかしこの「史実」に対して、へいや、第二六代繼體天皇(?)が安閑天皇(?)へ譲つた事例こそ、最初だったのだ」という異論があるらしいのである。元になる日本書紀等の解釈問題、なかんずく、跡継ぎたる安閑天皇の即位が皇極天皇死去の三年後におこなわれたらしいという「史実」の解釈問題が微妙に絡まる。解釈の次第では皇位継承に空白期があったとか、二朝並立の時代が介在したとか、明治天皇制確立の任に当たつた政權担当者らにとって、最も忌むべき領域に入り込むことになる。

皇位継承ということを私たちは、歴然たる手続きにしたがい、おごそかな儀式に彩られて整然とおこなうパフォーマンス、と想像しがちである。けれどもそれは、明治国家以降作られた天皇制のもと、私たちに植えつけられた皇位継承イメージの産物に過ぎまい。近世天皇家を例にとれば、実際には、たとえば生前讓位の確認手續Ⅱ儀式がおこなわれないうちに、天皇崩御が生じてしまったとか、崩御があつたのち、直ちに継承者を決めて生前讓位があつたように取りつくりうとか、生前讓位と崩御Ⅱ即Ⅱ皇嗣承継とのふたつの範疇が判然と分別され得る事態の進行が、ちゃんとあつた、ということについて私はかなり疑いを持つ。実際、権威あるこの方面の歴史家たちは、右両範疇を区別する基準を有し、かつ、この基準適用の準則を有していたのだろうかということ自体に、定かでないものを感じるのである。

### 「上代ノ恒典」?

おなじ種類の落付きの無さを、私は、へ古代天皇制にあつては、讓位はまったく例がなく、もつぱら崩御Ⅱ即Ⅱ皇嗣承継があつた」とする権威的な言説にも感ずるのである。この言説が成立するためにはなによりもまず、天皇存命中に誰が跡継ぎ(皇嗣)になるかが予め判然と決まっている必要がある。もうひとつ、これに関連して、皇嗣決定は誰がどのような準則で予め公に(すなわち、単に天皇の意中に秘められているというだけではなくて)確認しているかということも、前提要件



である。神武天皇以来舒明天皇までの三四代までの間にあっては「崩御即皇嗣承継」が法であったというが、それが成り立つほどに古代天皇制システムは歴として確立し得ていたのだろうか。この種の歴史に素人である私としては、ことからは、「史実」の「確認問題」である以上に、神話の部分に多くの素材を持つイデオロギー主張を「信仰」するかどうかの問題であるように思えてならない。

明治支配者層がことさらに「祖宗ノ大憲」を強調して天皇制再建に立ち向かい、そのために、たとえば皇室典範第一〇条において「崩御即皇嗣承継」を採用したことを以って、「上代ノ恒典ニ因」ることになったのだ、と説明するのは、まことによく了解し得る。けれども、私のような懷疑主義者は、なによりもまず、へそれは真実「上代ノ恒典」であったのかという事実そのものに怪しさを感ずる。そしてまた、そうだから、旧皇室典範第一〇条が「上代ノ恒典」の復活だ、ということにも、そう容易に信をおけないのである。

### なぜ、生前退位はいけないのか

それではなぜ、明治国家の作り手たちは、「崩御即皇嗣承継」という「上代ノ恒典」に戻るべきであって、中世以来の譲位の制度は廃棄すべきである、と考えたのだろうか。

たとえば、権威ある『皇室典範義解』は、「天子之位、一日不可曠」<sup>(9)</sup>（空位が一日たりとも生じてはならない。この命題は、じつはむしろイギリス憲法に端を発するものなのである。"There is no interregnum: 'the King never dies.'"）ということを強調して、「崩御即皇嗣承継」制度の合理性を説く。けれども、この問題は、天皇存命中に皇嗣が公に確定済みであることが肝心であり、かつ、この点だけを言えば、譲位制度においてもまたまったく欠けるところがないのである。むしろ、前者にあっては、踐祚（皇嗣の皇位就任）と即位とを密接不可離なことを考える傾向と結びついて、即位の儀式がなんらか

の理由でとどこおる分だけ、踐祚効果に不確かなものを感じる傾きがあつて、このことのほうが問題であつた。そこで『皇室典範義解』では「即」の部分に力点をかけて、「上古ハ踐祚即チ即位ニシテ兩事ニ非ス」と述べ、諸般の事情で即位の禮が数年後におこなわれることがあつたとしても、崩御とともに踐祚自体は完了し、同時に「祖宗ノ神器」という象徴的に「由緒ある物」（現皇室經濟法七条）の承継もあつたものと論ずるのである。なおまた、承継に伴う儀式と踐祚との関係でいえば、歴史上、生前讓位があつたにもかかわらず、財政困難等も含む諸般の事情から、讓位に伴う儀式（讓位ノ禮）が遅れに遅れるということがあつたのであつて、この点だけをいえば、「上古ノ恒典」も中世の讓位制度も、ドツチもドツチといえるようなものであつたと思われる。

### 女帝否認論との連係

また、『皇室典範義解』は、讓位制度を貶損する意図を以つてであらう、「讓位ノ例ノ皇極天皇ニ始マリシハ蓋女帝假攝ヨリ來ル者ナリ」として、この制度のはじまりがそもそも「中継ぎ天皇」としての「女帝」容認に發することをわざわざ指摘している。これが史実であることは既述したとおりである。かつ、男統・男子主義に徹する明治國家創設者たちが、こういう形で「女帝」消極論を展開する意図は、まことに了とするものがある。けれども、史実の示すところによれば、三人の「女帝」の時代に生前讓位がおこなわれたのがきつかけであつたのは確かであるが、その後、男性天皇の代々にあつても、この慣例が引継がれ、ついに「皇位の継承は、天皇の崩御に因るよりも、寧ろ讓位に因るを常例と為すに至れり。」<sup>(10)</sup>と言わしむる状況になつた。そうだから、そもそも讓位の慣行は、三人の「女帝」が作つたから悪いというのは、いちじるしく説得力に欠け、偏見丸出の仕業であると言ええるかもしれないのである。

### 「権臣ノ強迫」

もちろん、『皇室典範義解』といえども、「女帝始源」論ですべてを割り切っているわけではない。それは無理というものである。聖武天皇以来譲位の制が「定例ヲ為セリ」と、『義解』自身も認容したうえで、きわめて簡潔にこう述べる。「其ノ後権臣ノ強迫ニ因リ而統互立ヲ例トスルノ事アルニ至ル而シテ南北朝ノ乱亦此ニ源因セリ」と。要するに、足利氏とか藤原氏とか天皇周辺にむらがる諸勢力が権威調達のため皇位を左右せんとした、中世に特有なあの政治混乱状態に注意を喚起し、その多くが天皇にプレッシャーをかけて譲位を強制させるというやり方に依拠してなされたことを示唆する。「南北朝ノ乱亦此ニ源因セリ」という言説のごときは、そのままとれば、へもし、譲位の制度なかりせば、「南北朝ノ乱」は生じなかつたであろうと言わんばかりで、行き過ぎの感を免れ難い。

譲位制度はよろしくなく、「上古ノ恒典」に戻るべきであるとする説明に『皇室典範義解』は、十分に成功していないというのが、私の印象である。

### 「譲位ノ詔」

これに対し、日本学士院編『皇室制度史』の方が丁寧である。譲位の実例に即して、ある程度個別に、その原因を考究する手法をとっているからである。譲位に際しては「譲位の詔」があつて、そのなかで譲位理由が公にされるのが例であつたらしい。まずそれによってみれば、第一、「天皇老齢に及びたまひ、又は疾病に因り、親<sup>ミヤカ</sup>ら政務を総攬したまふに堪へず」という理由、第二、「天災地異又は疫病其の他の災異あるに因り、不徳の致す所なり」とし、これを理由とするばあい、第三、「確たる理由を示したまはず、単に萬機に堪へずとする」ばあい、第四、「女帝にして、皇嗣の既に長じたまへるに因」とする理由が挙げられているという。次に「譲位の詔」では宣示されていないものの、当時の事情から推して、譲位の真

実の原因として考えられるのは、次のものである。第一、「政を院中に聞召さんが為」の譲位、第二、「権臣の専横を憤らせたまへるに因」る譲位、第三、「討幕のことを挙げたまはんが為」のもの、第四、「出家遁世の為にたまえる」ばあい、さいご第五に、「稀には異常の政変に基づき譲位したまへる例も無きに非ず」としている<sup>(11)</sup>。要するに、譲位の原因はいろいろあるというわけである。

譲位は「聖慮に出ずる」、つまり天皇の（自由）意思にもとづくのが「常則」ではあるが、かならずしもそうでないばあいいも見受けられるとして、「上皇又は母后の意思に基づく」といった「他の強制に因」るもの、それ以外「権臣の圧迫に因る」ばあいがいくつか挙げられる。

### 「其の弊黜からざりしは、歴々」？

『帝室制度史』は、概略以上のような歴史記述を展開したのち、譲位に対し次のように消極的な評価を下し、「祖宗の恒典に則」ることを正当化して、この項を閉じている。いわく「抑々譲位受禪の儀は、中世以来常例を為すに至れりと雖も、其の弊黜からざりしことは、史上歴々として之を見るべし<sup>(12)</sup>。」と。けれども、私の読み方が悪いのか、『制度史』の叙述自体からはかならずしもストレートに、へその弊害がはげしく、そのことは歴々だ、という結論へと導かれないのである。確かに『制度史』は、譲位が「他の強制」、なかんずく「権臣の厭迫」に因るばあいがあつた史実のいくつかに言及している。けれども、そうしたばあいが「一時の変例」であつたことをも認めているのであつて、譲位制度の歴史記述としては、右に記したような仕方の消極評価に結論は、バランス考察を欠き、唐突に「大古ノ恒典」（現状としての皇室典範第一〇条）礼賛へと急ぎ過ぎているという印象を、少なくとも私はもつ。

いずれにせよ、『皇室典範義解』がそうであるように、南北朝の乱をはじめとした、天皇家その周辺を食い物にしておこ

なわれた無秩序・混乱の状況と讓位の制度を結び付け、ここに讓位の弊害を見出し、この制度を廃棄正当化する見解が、確固たる公認学説になったのは明らかである。

- (1) 穂積八束『憲法提要』上巻二四四—五頁、有斐閣、第四版、一九二二年、なお、本稿において私は、現代人一般のあいだにはもはや通用しない用語——それはとくに皇室関連領域に隔絶した形で多用されているのであるが——につき、僭越ながら標準的な辞典に拠って、最小限、ルビを振って読みと意味を表示する試みをした。了とされたい。
- (2) 「本條ハ皇位ノ一日モ曠闕スヘカラザルヲ示」す、と強調される（伊藤博文『憲法義解』中の「皇室典範義解」第一〇条部分（国家学会蔵版、丸善株式会社、一九三五年増補第一五版、一四四頁）。「一日不可曠」（一日も空位があつてはならない）という文句は、この法領域ではしばしば登場するのが、つねであつた。
- (3) 穂積・前掲書（注1）二四五頁。
- (4) 旧法「祖宗ノ神器ヲ承ク」は、消え去つたのではなくて、現在の皇室経済法（一九四七年法四）第七条に「皇位に伴う由緒ある物」の相統規定として再現されている。
- (5) 日本学士院編『皇室制度史』第三卷四三六頁以下、吉川弘文館、一九三九年。なお伊藤博文・前掲書（注2）一四三—四頁も参照。
- (6) 日本学士院編・前掲書（前注）四三八頁。
- (7) 前注におなじ（傍点引用者）。
- (8) 伊藤博文・前掲書（注2）一四四頁。
- (9) 前注（注8）におなじ。
- (10) 日本学士院編・前掲書（注5）四三八頁。
- (11) 前掲書（注5）四四〇—一頁。
- (12) 前掲書（注5）四四四頁。

## 二、明治皇室典範第一〇条（崩御即皇嗣継承）の成立過程——その前史

### 前史：元老院のばあい

次に、では一体、どんな過程を踏んで皇室典範第一〇条が成立したのだろうか、という辺りをさぐってみることにしたい。

明治皇室典範一般の成立過程については、豊富な研究の積み重ねがある。ここでは、そうした先行業績を背景において、まず、元老院「国憲按」に集約されるうごきに着目してみる。その、いわゆる第一次・第二次・第三次いずれも、皇位継承における世襲制をとって、継承順序の定めを置いているが、天皇の生前退位（讓位）に関しては積極も消極もどちらの規定も置いていない。さればといつて、のちの明治皇室典範第一〇条のごとき、踐祚は天皇崩御を唯一の原因とすることを示唆する定めも見当らない。この段階（一八七〇年代後半へ明治九〜一三年）、元老院レベルでは、この論点自体が関係者らの意識上に登らなかったのかもしれない。

### 岩倉具視の建議

元老院の憲法制定作業を横目でにらみながら、太政大臣岩倉具視を中軸とする天皇側近もそれなりに憲法制定のありように関心を示しつつあった。こうして出て来たのが、「奉儀局或ハ儀制取調局」を設立して、憲法調査を開始すべしという岩倉の建議<sup>(1)</sup>であった。提案にかかる奉儀局で調査すべき議目が、同時に示唆されていて、そのなかに「太上天皇 法皇 贈太上天皇」および「即位 踐祚 即位宣誓儀式」の項目が挙げられている。こうして、元老院レベルでは取り上げられなかった讓位・踐祚などに関する主題が浮かび上がってきたのである（ちなみに、ここで「太上天皇」とは皇位を讓ったあとの前

天皇の尊称で、「上皇」とも謂う。「法皇」は、讓位後、仏教に帰依した上皇の謂いである。

いわゆる「明治一四年政変」を経て、明治政権は伊藤博文らを西欧に派遣し、かの地での憲法調査に当らしめることとなるのであるが、こうした方向へのうごきに対して岩倉具視は、「奉儀局」建議の延長線上で一種の牽制球を投げるのであった。それが一八八一年へ明治一四〇七月の「大綱領」<sup>(2)</sup>である。このプログラムの第一で「一 款定憲法之體裁可被用事」を挙げ、さらに第二に「一 帝位繼承法ハ祖宗以來ノ遺範アリ別ニ皇室ノ憲則ニ載セラレ帝國ノ憲法ニ記載ハ要セサル事」という処理原則を掲げている。のちの歴史経過では、明治憲法は欽定のそれであったし、明治憲法と別建ての特殊皇室立法として皇室典範が制定されたのであったから、「大綱領」どおりのことの運びであった、ということになる。このうち第二項目については、「大綱領」を敷衍した「綱領」でいま一度「帝室之繼承法ハ祖宗以來ノ模範ニ依リ新タニ憲法ニ記載スルヲ要セサル事」とほぼ同文で確認されている。

問題は、しかしながら、こと生前退位関係にあつては、「祖宗以來ノ遺範（あるいは模範）」といつても、われわれが既に知っているように、中世以来の「遺範」によれば、讓位が「常例」であつたのに反し、上代に遡れば——どれだけ史実に頼れるのか、依然として私には疑問が払拭できないが——「崩御即踐祚」の方式が「恒典」だったというのだから、「大綱領」・「綱領」レベルでは、一義的ななものもないのである。ただ、岩倉らは、先に指摘した「奉儀局調査議目」にあつて「太上天皇 法皇 贈太上天皇」なるものが語られているところから推定して、かれらは、中世以降「常例」であつた、そして岩倉らにとって記憶にある、慣行としての生前退位を許容していたらしい、と考える余地がある。<sup>(3)</sup>

### 制度取調局の取り組み

さて、伊藤博文らは一八八三年へ明治一六〇八月帰朝、翌年三月、伊藤の建議に基づいて宮内省内に制度取調局が設けら

れ、伊藤自身その長官となる。そこから一連の「皇室法草案」が出され、八〇年代中葉から後半にかけて徐々に皇室典範への準備過程がはじまることになる。制度取調局立案の皇室法草案にあつては、最初の草案第一〇に「天皇ハ先帝崩御ノ時直ニ登位セラレ崩御ニ至ルマテ位ニ在ラセラル、モノトス」<sup>(4)</sup>とあつて、讓位（生前退位）は暗黙裡のうちに否定され、崩御即ニ踐祚の線が早々ととられてのは注目値する。先走つて言うことになるが、ここを起点として、結局において、皇室典範一〇条へと到着する道筋がつけられたことになる。皇室法草案二は、その第一七で、右引用の草案第一の第一〇とまったく同文の命題を再現させていて、皇室典範一〇条への道筋が確認されたことになる。<sup>(6)</sup>

そういうことがあつたからであろう、一八八六年の宮内省立案第一稿皇室制規の第九では、「天皇在世中ハ讓位セス登遐ノ時儲君直ニ天皇ト稱スヘシ」とあつて、直截、かつ端的に生前讓位の制度を否認し、崩御（即ニ「登遐」）即ニ踐祚とする、いわゆる「上古ノ恒典」が前面に出されている。

### 井上毅「謹具意見」

じつは、この皇室制規は、明治皇室典範成立史において、特別な意味があつて、いささか有名である。というのは、この法案の第一が、「皇位ハ男系ヲ以テ繼承スルモノトス」と皇統における男系主義を原則としながらも、「若シ皇族中男系絶ユルトキハ皇族中女系ヲ以テ繼承ス……」として、条件つきで女帝を容認する立場を宣明したことが、法制官僚のトップに在りながらたまたま制定作業の圏外にいた宮内省図書頭・井上毅の「謹具意見」<sup>(7)</sup>を誘発し、そのことに関連して、有名になつたのである。

時あたかも今日の日本では「女帝」論がままびすしく飛び交つていて、「女帝」反対論をまこと雄弁に、かつ、イデオロギッシュに展開している「謹具意見」が注目を惹くのは、もつともなことである。しかしながら、この文書で井上は、



「女帝」論を第一テーマとしつつも、「意見第二」としてもうひとつのテーマを「天皇<sup>(8)</sup>、攝政ノ事」と題して、それ相應に「讓位」論を論じているのである。すなわち、天皇が猶豫心疾の状況にあつて、自ら政務を執り得ないばあい、攝政をとるか讓位をとるかの二途があるが、ときにより攝政を置くよりも讓位の処置を講じたほうがいいのだと主張している。井上はこう論ずることによって、讓位の制度をまったく排斥した前引の宮内省立案第一稿「皇室制規 第九」（ならびに「同第十四 天皇末丁年又ハ政務ニ堪ヘサル間ハ攝政ヲ置ク」を批判し、「第九」の削除（および「第十四」の修正）を提言するのである。

井上はこういう理屈で、讓位制度の存続をよしとするのだろうか。かれによれば、攝政のばあいには、へ攝政が置かれたことをコッソリと済ますわけにいかない。どうしても議院の関与を経て人民に宣告する手続をふまなければ、天皇という權威のほかにもうひとつの權威たる攝政を置いて、これに「政事ヲ攝行スル力」を持たせることはできない。人民が抱く「王がふたりいる」という印象を払拭するのは、「言うは易いが、おこなうのはむずかしい。」これに反し、讓位のばあいには「ちよつと恰も陽成天皇がそうであつたように——」天子ノ失徳ヲ宣布スルニ至ラズ人民ヲ激動セズシテ外ハ讓位ノ美名ニ依リ容易ニ国難ヲ排除スル事ヲ得」という事例があるではないか。<sup>(9)</sup>これとちがって攝政にあつては、「此レヲ議院ニ問ヒ議院ノ検査ニ任シ物議ヲ激シ人心ヲ動カシ泥中ノ鬪牛ノ如キ」ことになるおそれがある。したがって、讓位という手を使つたほうがいいばあいがあるのだ。「時宜ニ由テハ攝政ヲ置ク」こともあり得ようが、「叡慮次第二ハ、并ニ時宜次第二ハ、穩ニ讓位アラセ玉フ、尤モ美事タルヘシ」<sup>(10)</sup>。

### 井上「讓位」論のポイント

かれの見解を非常に要約して言えば、こうである。攝政には議會をつうじて人民に宣告し、なんらかの納得を得ることが

不可避であるのに、讓位は人民による公知なしに——その理由など明らかにせずに——宮中内かぎりでも片付けられ得る、代替りという線でやってのけられる利点があるではないかとする論理である。いま流のことばを用いれば、井上理論は顕著に非民主主義的であり、高度に便宜主義的である。天皇制的秩序の維持・天皇家のスムーズな運営といった制度的・客観的な理屈の固まりである。

とはいえ、その井上にも讓位を選択したく思う天皇の側の主観・願望に、まったく意を用いていないわけでもないように、私には思える。というのは、「謹具意見」のなかで、讓位という制度は「天子佛法ヲ好ミ玉フニ起リシ事ナレハ」といつて、天皇が佛教に帰依し俗を脱して佛門に入ること希求し、そのために退位するという事例の多いことに言及しているからである。退位した天皇に——太上天皇という尊称とは別に——法皇という尊称が与えられるようになったのは、われわれの常識に属する。もちろんここで井上に、「信教の自由」を語ることを期待するのは無理というものである。また、そういう時代ではない。逆に井上は、天皇が退位して仏門に入ること「固ヨリ好マシカラヌ事」と消極評価を表明してはいる。けれども、それにつづいてすぐ「此レモ亦時ニ取テノ一時ノ變通法ナルヘケレバ塞カレンコト如何アラン」と付加して、讓位を選択した天皇にある種の同情を示しているのを、私としては看過したくない。

法制官僚としての井上は、一方でいわゆるストラクチュアリスト（厳格法学者）であり非常にリガリスティックであるのが、特徴的である。反面しかし、ことによってはたいへんオポチュニスティックなところがあり、融通無碍を好み、まあまあ主義をよしとする傾向がある。讓位の制度を「美事」と評して、その存置のために論ずる井上は、明らかに後者の性向に拠っている。

このように井上は、生前退位否認論を採る皇室制規に反対の「謹具意見」を提出した。ところが、おなじ「謹具意見」のうち「女帝」否認論のほうは支配層の賛同を集め、それはそのまま皇室典範の男統・男子主義へと直結するのに反し、生前

退位ニ讓位存続論のほうはほとんど人気を呼ばず、結局は体制側に採用されることなく消滅することとなる。その間の経緯は、のちにいささか考究されるであろう。

### シュタイン「帝室家憲」との関連

宮内省法制官僚が皇室制規を作成するに際し、シュタインの「帝室家憲」が「大きく参照された」といわれる。<sup>(12)</sup> いま、そのことの当否を問わないでおくが、こと讓位制度ではつきりしているのは、少なくともこの部分では、皇室制規との連繋は見出しがたい。既述のように皇室制規では直截・端的に讓位は切り棄てられているのに反し、シュタイン「帝室家憲」では、讓位があり得ることを前提として、このことにつき次のように記述しているからである。

「第七條 讓位 皇帝讓位セラレントスルノ場合ニ於テハ各高殿下、殿下及高等僧官ヲ招集シテ之ニ其旨ヲ言明シ必ス一定ノ公式ニ依リ書面ヲ以テ之ヲ證明シ讓位セントスル皇帝ノ家事モ亦タ之ニ因テ定ムヘキモノトス」<sup>(13)</sup>

シュタインは讓位を認めたくらうで、それが正当な理由にもとづいていることにつき、一定の説明手続を要求しているのだが、そもそも讓位を認めない帝室制規（第九）とは、全然ちがうと言つてもいいくらいである。

他方また、シュタインの立場は、井上の讓位存続論とも異質である。つまり、井上はシュタインに拠つて讓位論を説いているのではない。井上は、讓位は宮中でこつそり制度内的にウチウチでおこない、むずかしいことさらけ出さずに済むから——權威の公衆的な承認を要する攝政とちがつて——都合がいい、というのがかれの立論の基礎である。これに反しシュタインは、ウチウチ策を排斥し、一定の説明手続と前提としてのみ、これを容認しているからである。

宮内省の皇室関係法案起草は、その後、第二稿、第三稿そして一八八六年（明一九）七月の「宮中顧問ノ議ヲ經タル修正

案」へと展開するが、讓位は、ついに復活採用されることなく、攝政制度へと吸い取られてゆくのであった。<sup>(14)</sup>

宮内省による立法作業は、なぜか完結しないまま、こんどは、この法領域に詳しい柳原前光（元老院議員）に任かされることになる。かれの手による最初の法案（帝室法則綱要）では、讓位の定めがなく、もっぱら攝政のことが語られているが、より完成度の高い一八八七年一月二日づけの「皇室法典初稿」<sup>(15)</sup>なる文書においては、どういう経緯でか俄然、讓位が復元し次のように採用されている。

「第八條 天皇ハ 皇極帝以前ノ例ニ依リ終身其位ニ在ヲ正当トス但シ心性又ハ外形ノ虧缺ニ係リ快癒シ難ク而シテ嫡出ノ皇太子又ハ皇太孫成年ニ達スル時ハ位ヲ讓ル<sub>ト</sub>得<sub>ル</sub>」

そして、これと平仄を合わせたように、第三條には「讓位ノ後ハ太上天皇ト號スル<sub>ト</sub> 文武帝大寶令ノ制ニ依ル<sub>ト</sub>」とある。天皇側近の宮中派には、先にも示唆したが、過去最近まで継続していた讓位の慣行に親近感を持っていた人びとがいたにちがいない。柳原は人脈上そういう層と深いつながりがあったから、これら支配層の立場を反映したのかもしれない。

(1) 小林宏・島善高編『明治皇室典範「明治22年」(上)』（日本立法資料全集16、信山社、一九九六年）、二九二頁以下、「資料11」「奉儀局或ハ儀制取調局開設建議（岩倉具視、明治十一年三月）」（以下、本稿では、この書物およびその続篇『明治皇室典範（下）』を引用する際には、「信山社版」と略記する）。

(2) 信山社版「一九九頁以下、「資料14」「大綱領（岩倉具視、明治十四年七月）」。

(3) この時期、その地位および発言力において一目おかれていた伊地知正治の皇室制度論ともいうべき口述筆記録（信山社版、三〇一頁以下「資料15」「伊地知一等出仕口演筆記」）において、検討項目のひとつに「太上天皇并法皇」が挙がっており、そこでは讓位制の存続が当然視されているのは、言及に値する。その項で、いわく、「仙洞ニ被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>入候得<sub>レ</sub>ハ太上天皇ノ尊號ヲ宣上スルハ勿論ナリ、法皇ノ事ハ今日御歴代ノ院號サヘモ御廢止ノ時ナレハ、釋氏ニ出ル法號等ハ、皇室ニ於テ口ヲ閉チテ可ナリ」。要するに、へ皇位を退いた前天皇に「太上天皇」という尊称を用いるのは、もちろんのことである。仏門に入り法皇となった前天皇にいかなる院号を奉るかは、仏教界のこ

とがらであつて、外からとやかく言うべき筋ではあるまい」といのである。

(4) 信山社版 上巻 二四二頁以下、「資料24」「皇室法草案一」。

(5) 信山社版 上巻 二四三頁以下、「資料26」。ところで、この草案(ちなみに、この案では「女帝」を容認しているのであるが)には、第二十に「新帝即位ノ後皇位ヲ繼承セラルヘキ先帝ノ皇子御降誕アラセラル、トキハ新帝ハ直ニ其皇子女ニ讓位ナサルヘキ事」として、ごく例外的に讓位が生ずべきことを定めている。この条項の趣旨は、察するに、へ新しい天皇が即位したあとになって、皇位繼承順位より高い、先帝の皇子女が生まれた際には——たとえば、庶出の皇子が皇位に就いたのち、嫡出の皇子女が誕生したばあい、などが想定されよう——新帝はただちに、この皇子女に皇位を譲らねばならない」ということにあるだろう。ここでは、折角就任した新天皇に退位を強制するという、ラディカルな制度が構想されていて、面白い。

(6) 信山社版 上巻 三四五頁以下、「資料29」「宮内省立案第一稿皇室制規(明治十九年)」。

(7) 信山社版 上巻 三四七頁以下、「資料30」「謹具意見(井上毅、明治十九年)」。

(8) 「猶豫」という語は現辞典等でもなかなか見掛けないが、たまたま「宮中顧問ノ儀ヲ經タル修正案皇室典則(宮中顧問官、明治十九年七月)」(信山社版 三三四頁以下、「資料35」)に、その定義が出てるので、紹介する。いわく「茲ニ猶豫ト云フハ両耳聾両目盲癡癡癡狂折傷ノ甚シキモノ等ニテ治癒ノ目途ナク政務ニ堪ヘサルノ時ニ限ル」。

(9) 「天子ノ失徳」を公にしないで、ウヤムヤのうちに「讓位ノ美名」のもとで、皇位繼承をさせてしまった例として、井上は陽成天皇のばあいを挙げてゐる。第五七代・陽成天皇(在位八七六〜八八四)は、井上の解説が示すように、「昏狂ニシテ君徳闕クルコト」があったため、太政大臣藤原基経などのはからいで、光孝天皇へ皇位を讓つたことになっている。讓位につき、だれがどのようにイニシヤティブをとつたのかという細部はかならずしも判然としならしい。けれども、陽成天皇の乱行ぶりは顕著な事実であり、かかるものとして、史上、「ゴーズ・セレブル」であると言える。

(10) 井上はまた、「謹具意見」において、讓位に反対し攝政で間に合わせるほうがベターだとする論者の主張する理屈——「猶豫により、ひとたび讓位したあとで、僥倖にも健康を回復した際に、もう一度帝位に復するのはむずかしからう。これに反し、攝政のばあいには、健康回復して執権に戻るのには容易だから、攝政のほうがよろしからう」とする議論——に、次のような論駁を加えている。へ皇位というものは私事ではなく「祖宗」からの引き継ぎによるものであるから、健康回復したからといって「祖宗ノ靈ニ対シ再ヒ登祚ヲ望マセ給フノ理ナシ」、つまり讓位した以上は、復位するなどということは望むべきでないのだ、と答えている。

- (11) 信山社版 上巻 「資料30」、前掲注(7) 三五二―三頁。
- (12) 稲田正治 『明治憲法成立史の研究』二六九頁、有斐閣、一九七九年。
- (13) 信山社版 上巻 三三五頁以下 「資料23」「皇室家憲」三三八頁、シュタインは、おなじ「第七條 讓位」の第二項において、「皇帝若シ疾病ノ為ニ政ヲ親ラスル能ハサルノ場合」、とられるべき措置として「攝政」につき叙述している。ここで私の注意を惹くのは、次の二点である。第一、「攝政」にあつては、皇帝が「疾病ノ為ニ政ヲ親ラスル能ハサルノ場合」という要件が挙げられているのに対し、「讓位」にあつては、この種の客観的な条件なしにただ「皇帝讓位セラレントスル場合」という具合に叙述されていることである。讓位にあつては、「退位したい」という皇帝の意思・願望が重要要素たり得ている。第二、シュタインの語る「攝政」論では、「攝政五箇年ノ久キニ涉リ仍ホ皇帝ノ疾病快癒ノ望ナキトキハ」、立法院の承認を得て、新しい皇帝の皇位繼承がおこなわれる構造になっていることである。つまり、シュタインの立場からすれば、期限つき攝政の期限が満了としたならば、結局において、皇帝存命中にもかかわらず皇位繼承がおこなわれ新帝が就位し、かつての皇帝はもはや皇帝ではなくなる。これは讓位Ⅱ生前退位の変型であるが、退位にはちがいないのである。(なお、シュタイン構想にあつては、攝政の地位は、皇位繼承順序最高位の皇族ではなくて、第二順位にある皇族によって占められる。このことにより、攝政はあくまでも攝政にとどまり、どんなばあいでも——たとえば、皇帝の死去、攝政期限の到来などにおいて——攝政であつた皇族がそのまま帝位に就くということは、想定されていない(逆にいえば、とっておきの最高順位者たる皇族が皇位繼承する仕組みになっている)。
- 「天皇の退位」をテーマとする本稿では、攝政を直接取り扱うことはしない。とかくわれわれは、生前退位(讓位)と攝政とを交換(代替)可能な関係にある二制度と考えがちであるが、それは、われわれが両方を、天皇の執務能力欠如のばあいの措置という、国家的・客観的な利益からのみ、捉えていたことに一因するのではないか、と思えるのである。
- (14) 第二稿帝室典則はその第九によつて、明示して讓位を否定しているが、第三稿のそれでは、そうした規定さえ消滅し、「天皇……政務ニ堪ヘサル間ハ攝政ヲ置クヘシ」(第十)などの攝政に関する規定が表面に出て来る。そしてこの調子は、そのまま修正案帝室典則へとつづいてゆく。信山社版 上巻 「資料31」、「資料33」および「資料35」参照。
- 井上は、讓位を明示的に否認している第二稿帝室典則に対して、あらためてふたたび、つまり「謹具意見」の立場を固執して、異議申立てをおこなっている。かれは、ここでは、「崩御Ⅱ即Ⅱ繼承」という策(讓位否定の策)は、「歐洲ノ天子不死ト云格言ヨリ採擇サレタル論理」に則したものはあるが、日本には日本の事情、すなわち、「我カ祖先帝王ニ讓位ノ事アラセラレタル事実」があるではないか。

それを軽視すべきではなからうと、日本の、事実たる旧慣の存在に力点を置いている。井上はさらに返す刀で、へ攝政を決めるのにはどうしても紛議が生じる。イギリスのように議院が攝政の当否を討議するということにもなるものならば、「恐悚ニ堪ヘズ」として、従来からの持論を繰り返し主張しているのである。

(15) 信山社版三七〇頁以下、「資料37」「皇室法典初稿(柳原前光、明治二十年一月十二日)」。

### 三、明治皇室典範第一〇条（崩御即皇嗣継承）の成立過程——枢密院御諮詢にむけて

#### 井上の「讓位存続」論再訪

井上は、この時期、柳原を基軸として展開しつつある皇室法立案作業には直接に加わっていないものの、立場上まったく無関係であったわけでもない<sup>(1)</sup>。かれは、柳原らの作成した皇室制規の検討をつうじて、かれなりの案作りに着手している。その結実は、「皇室典範」という名称を冠して作成された文書<sup>(2)</sup>（一八八七年（明治二〇）二月）である。その第一三条に、「天皇ハ終身大位ニ当ル但シ精神又ハ身體ノ重患アルトキハ皇位継承法ニ依リ其位ヲ讓ルヲ得」と定めることにより、井上は、讓位存続に関する持論を前面に押し出している。また、この文書に付随する「説明案」で、井上は、次のように注解している。まず、へ神武天皇から舒明天皇に至るまでの三四世は讓位の例を見ることはなかった。ところが「中古以来権臣政ヲ恣ニシ両統互讓十年ヲ限リトスル」という具合に、讓位がやたらにおこなわれるようになってしまった」と、中世以降の悪しき歴史が語られる。これを前提として次に、本条本文、すなわち「天皇ハ終身大位ニ當ル」とする定めは、「中古以来ノ（悪しき）——引用者）慣例ヲ改ムル者」であり、「上代ノ恒典」へと復旧することをねらいとする、と説明されるのである。こうして、終身在位の原則を打ち出しておいて、しかし、例外として「但し書」により例外として、讓位の余地が残されるべきであるという構えをとっている。「説明案」は、光仁天皇（在位七七〇～七八一）、平城天皇（在位八〇六～八〇九）、陽成天皇などが疾病時に讓位した例があるように「天皇重患ニ因リ大位ヲ遜ル、ハ亦一時ノ權宣（時と場合に応じた適当な措置——引用者）ニシテ実ニ己ムヲ得サルニ出ル者アリ」と断ずる。そのうえで「大位ヲ遜讓シテ国家ノ福ヲ失ハズ是レ亦變通ノ道ナリ」と、この讓位制度を正当化しているのである。



## 「ブルンチュリー氏」の援用

この立場、つまり、讓位は国家的な利益を失わず、「変通ノ法」(融通無碍の便利な手段)であるという言説は、既述のように井上の持論であり、かれはここでそれを繰り返しているのである。ただ、ひとつちがうのは、この「説明案」では、これ一流の持論をこんどは新しく西欧の理論家の言説に依ってバック・アップしていることである。末尾につけた括弧書きがそれである。いわく「歐洲ノ政学者、廢立ヲ斥ケテ遜位ヲ非トセズ而シテ近世ブルンチュリー氏ニ至テハ亦実ニ權宣處分ノ無カルヘカラザルコトヲ論セリ」という。ここで言及される「ブルンチュリー氏」とは、加藤弘之訳・ブルンチュリー『国法汎論』の著者にほかならない。私は、井上がどのように自分の理論形成をはかっていったのか、その過程を、厳密に辿っていない。けれども、井上がその讓位存続論との関係でブルンチュリー『国法汎論』に援用価値を見出すにいたったのは、明治皇室典範作成の最終段階であるこの時期、一八八七年前後のことであつただろう、と推測する。<sup>(3)</sup>

## ブルンチュリー『国法汎論』における退位のこと

では一体、かねてからの讓位論者であつた井上が、わが意を得たりとばかりに飛びついたブルンチュリー『国法汎論』の生前退位説とは、いかなるものであつたのだろうか。この本において君主の退位を扱っているのは、国家元首に関する卷之六中の「第十一款 政柄ノ失去」という見出しのもとに書かれている部分である。<sup>(4)</sup>見出し語自体、もうすでに現代のわれわれにはわかりにくいものがあるが、これは「ヘル、スト、デル、ヘルシャフト」と表出されている。つまり、〈Verlust der Herrschaft〉すなわち「(君主)支配権力の喪失」のことらしい。その冒頭に「辭謝」とあり、「エントサーグング又アンブダンク」と注記されている。つまり〈Entsagung od. Abdankung〉に該当するらしい。これは、いずれも英仏語でいえば〈abdication〉、つまり、退位とか讓位とかの意味になる。ここでは、煩をいとわず、まず最初のパラグラフを——末尾

の注記のみ省略して——そっくり再言しようと思う。

① 「第一」 辭謝 エントサーゲング又アンブダゲング 君主政權ヲ辭謝シテ、之二附属セル義務ヲ棄テント欲スル  
 片ハ、其自由ニ任シテ可ナリ、然ルニ此自由ヲ妨ケテ、猶政柄ヲ掌握セシメント欲スルモ、素ト<sup>モト</sup>治國ノ責ニ任スヘキ力  
 ノ足ラサル者ヲシテ、強ヒテ其責ヲ負荷セシメントスル<sup>ト</sup>ナルカ故ニ、甚タ理ニ當ラス、且ツ國事ヲ好マサル者ヲシテ、  
 強ヒテ國事ヲ掌ラシメント欲スルモ、國家ニ於テ小益アラスシテ、却テ害アリ。」

要するに、へ退位の自由を承認するほかない。退位を欲する者を無理矢理地位にとどめておくのは、意欲なく力の足りない者に過分の責任を負わせつづけるという、理屈に合わないことだからである。そのことはまた、国家にとっても、益するところがなく有害である<sup>ト</sup>というのである。

② ただし、ブルンチュリは、この一般論に対して、例外もあり得ると考える。それが右引用の末尾に割注で挿入されている。例外とは、著者の出身国であるスイスの一邑、小民主国にみられるばあいであつて、ここでは選挙されて執権を担当する者は、途中で好き勝手に止めるわけにはゆかない。著者は、このようなばあいの退位の不自由は、やむを得なからう、と示唆するのである。

③ ついでブルンチュリは、世襲君主制のもとで採られる讓位の分類を提示する。区別の標識は、重祚、すなわち一旦は退位するものの、一定の条件の発生により、いま一度復位（再就位）すること、の約束が有るか無いか、である。そうした約束が無いばあい（無約辭謝）には、復位はあり得ず、そうした約束が有るばあい（有約辭謝）にあつては、復位<sup>(5)</sup>することになる、というのである。

④ 讓位なるものは当然、退位を欲する当該主権者の意思表示（アウズドリユックリへ、エントサーゲング、「明謝」、*Ausdrückliche Entsagung*）にもとづいておこなわれるのであるが、ブルンチュリは賢明にも、ここにおいて一種の変

型があるのを見逃していない。これはかれにより「黙謝 スチルシュワイゲンデ、エントサーグング」(Stillschweigende Entsagung)と名づけられる異種であって、読んで字のごとく、明示の退位意思の表明がないばあいであっても、四囲の状況からみて「自然辭謝トナル者」のことである。ブルンチュリは、この形態の一例として、イギリス・ピューリタン革命時における前期スチュアート朝最後の君主ジェーム二世がヨーロッパ逃亡した時点、すなわち一六八八年二月一日を起点として生じた空位事態を挙げている。

⑤ 退位に関連してブルンチュリが論述するもうひとつの事項は、君位に在る者が国憲上一定の絶対的欠格条件に該当するにいたり(「アイントリット、アイネル、アブソルーテン、ウンヘーヒグカイト」(Eintritt einer absoluten Unfähigkeit))、その結果、法上の効果として生ずる退位のことである。よく知られているように、ここでもまた英国の例になるのだが、イギリス国王は法上ローマ・カトリック教徒であってはならず、また、ローマ・カトリック教徒と結婚してはならない。君主たる者は、自らプロテスタントであって、イギリス・スコットランド国教を維持することを、戴冠式において宣誓するよう義務づけられる。<sup>(6)</sup>したがって、君主は誓いに反しプロテスタントたることを止め、カトリックに転宗するにいたったならば、退位しなければならない。ブルンチュリは、こうした法制度のことを指しているのである。

⑥ かれの叙述は、さらに、「廢位アインセツツング」(Einsetzung. 入れ替え) および「奪位エント、ロオヌング」(Entthronung. 君位剥奪)へと展開する。が、これらは、讓位を扱う本稿の埒外にあるばかりではなく、所詮は法の問題というよりは政治権力の問題であるので、ここでは、これ以上触れないでおく。

⑦ 井上は、右に紹介したブルンチュリの所説に意を強くして、以下本文に示されるようになお暫時は、讓位存続のために頑張る。そのばあい井上の立論の基礎は、ひとつは、中世以降天皇家の伝統的な讓位慣行の存在、それが秘める融通

無碍な特性を評価する点、にあるとともに、もうひとつ、ブルンチュリの説くところ、すなわち、退位を希望する者を無理矢理留位させつづけるのは、本人との関係で理に合わないばかりではなくて、国家のためにも益するところがないという考えであった。井上が、とりわけてブルンチュリの議論に確信を以って賛成していたのか、それともブルンチュリ論の援用はかれにとって、第一の、かれ本来の立論を補強するための、単なる手段であったのかは、私にはわからない。この点を解く有効な判断材料に欠けるからである。

ブルンチュリ『国法汎論』で道草を食った感がある。本稿の立て直しをはかって、明治皇室典範立案作業の過程を辿る本道へと戻ろうと思う。

### 柳原「皇室典範再稿」

柳原サイドの立法作業が「皇室典範再稿」として一応の結実をみたのは、一八八七年三月下旬のことである。そこでは、その第一二条において次に示す条項が出てくる。「天皇ハ終身大位ニ當ル但シ精神又ハ身體ニ於テ不治ノ重患アル時ハ元老院ニ諮詢シ皇位繼承ノ順序ニ依リ其位ヲ讓ル<sup>(7)</sup>」ヲ得」。見てのとおり、この文章は、先に引用した井上起案「皇室典範(案)」第一三条と基本的にはおなじである。終身在位を原則としつつ、例外的に生前讓位を認容するという構えである。新規であるのは、讓位につき「元老院ニ諮詢」するという手続要件の挿入部分である。これは察するに、先に紹介したシユタイン「皇室家憲」のアイディアの踏襲であろう。

### 伊藤の高輪別邸での検討会

明治皇室典範への道程は、この辺が、いつてみれば胸つき八丁に当たる。この柳原案を俎上に載せて、伊藤、柳原、井上

らが伊藤の高輪別邸で検討会議がもたれたときの記録が残っている。<sup>(8)</sup>かれらは、いま問題にしている第二二条を素材にして、どんな討議を交したのであろうか。その部分の「談話要録」をそっくりそのまま引用しておこう（そこにある「大臣」とは、総理大臣伊藤博文を指す）。

「大臣　本案ハ其意ノ存スル所ヲ知ルニ困<sup>ズ</sup>シム天皇ノ終身大位ニ當ルハ勿論ナリ又一タヒ踐祚シ玉ヒタル以上ハ隨意ニ其位ヲ遜<sup>ル</sup>レ玉フノ理ナシ抑繼承ノ義務ハ法律ノ定ムル所ニ由ル精神又ハ身體ニ不治ノ重患アルモ尚ホ其君ヲ位ヨリ去ラシメズ攝政ヲ置テ百政ヲ攝行スルニアラスヤ昔時ノ讓位ノ例ナキニアラスト雖モ是レ浮屠<sup>フト</sup>氏<sup>リユウヘイ</sup>ノ流弊ヨリ来由スルモノナリ余ハ將ニ天子ノ犯冒スヘカラサルト均シク天子ハ位ヲ避クヘカラスト云ハントス前上ノ理由ニ依リ寧口本條ハ削除スヘシ井上　『ブルンチェリー』氏ノ説ニ依レハ至尊<sup>シツン</sup>ト雖人類ナレハ其欲セサル時ハ何時ニテモ其位ヨリ其位ヨリ去ルヲ得ベシト云ヘリ

柳原　但書ヲ削除スルナレハ寧口全文ヲ削ルヘシ其『ブルンチェリー』氏ノ説ハ一家ノ私語ナリ

大臣　然リ一家ノ学説タルニ相違ナシ本條不用ニ付削除スヘシ<sup>(9)</sup>

伊藤の生前退位否定論は、まったく以って単純明解である。へ天皇という存在は「終身大位ニ當ル（のは）勿論ナリ」、繼承は法律上課せられた義務であつて「随意ニ其位（を）遜レ玉フ」などということは、以つての外である。なるほど、讓位の制度が中世以降から發達してきているのは否定できない。けれども、しかし、これは仏教に帰依するの余り出てきた流弊（世のなかに伝っている弊害）にほかならない。讓位を仏教がもたらした弊害の産物だと断定し、そして、あたかも「天皇は犯罪をおかしてはならない」というのとおなじように、「天皇は皇位を譲り渡してはならない」のだ、と高飛車に言明するのであつた。

柳原は、伊藤の言説に、不思議なほどたわいなく（というのは、かれはこれまでに讓位存続を前提とする法案作成をして

きているからである)、伊藤の生前退位否定論に同調してしまっている。そして、井上が懸念に依拠しようとするブルンチエリの考えを、柳原はいとも簡単に、へそんなのは、「一家ノ私言ナリ」と一蹴している。これに伊藤は、へそうだ、そうだ、間違いない」と同調することにより、柳原は面目を施し井上は面目丸つぶしの形になっている。

折角ブルンチエリーの見解を引き合いに出して譲位存続論を説いたものの、ここでの井上は、まことに以って生彩を欠いてしまっているのである。

### 伊藤「終身大位」の決定打

先走って言うことになるが、この伊藤・井上・柳原のあいだで交された高輪別邸会談の段階で、譲位をめぐる議論は、完全にへ勝負あつたり」ということになる。すなわち、伊藤の採る「終身大位」策が例外(やむなき方便としての譲位)の入る余地のない原則となりおおせ、かかるものとしてこの策は、明治皇室典範では言うに及ばず、現行皇室典範のなかにさえも貫徹し、いまの憲法研究者のあいだでさえもほとんど文句なく受容され得ているのである。

高輪別邸での検討会議を経てまもなく柳原の手により作成された「皇室典範草案」<sup>(10)</sup>にあつては、わずか数カ月まえに同人によつて作成された皇室法典初稿(第三条、第八条など)とがらりとちがって、終身在位の一本線が打ち出される。「第十條 天皇崩スル時ハ皇嗣即チ踐阼ス」(傍点―引用者)という文言で示されるところのものが、それである。

### 枢密院御諮詢案

これをうけて、それ以降、翌一八八八年(明治二一)春までのあいだに、こんどは井上の手により、皇室典範最終形態への完成作業がおこなわれ、その成果がまず「皇室典範草案」<sup>(11)</sup>(一八八八年五月)となつて現われ、これを基礎に、ほとんど

日を措かず、新設成った枢密院の諮詢をもとめるべく「枢密院御諮詢案皇室典範」<sup>(12)</sup>が作成された。問題の論点につき、前者では、「第二章 踐阼即位」第十條 天皇崩スル時ハ皇嗣即チ踐阼ス / 第十一條 皇嗣踐阼スル時ハ祖宗ノ神器ヲ承ク」という文章形態で、例外なき終身在位原則が採択されている。これが、「枢密院御諮詢案」として彫琢が試みられた段階では、「第二章 踐阼即位」(傍点―引用者)第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐阼シ祖宗ノ神器ヲ承ク」とあって、前者での二カ条が、ここでは一カ条に統合されている。しかし両案には実質上のちがいはまったくないと理解してよからう。

### 枢密院のストレート通過

さて、そこでいよいよ枢密院でこの問題がどのように審議されたか、それを考察する順序となった。

皇室典範諮詢のための枢密院会議は、一八八八年へ明治二二〇五月初旬から開始され、翌年一月下旬に幕が閉じられた。この間にあつて、第一〇条、すなわち生前退位を認めず、崩御即踐阼(終身在位)の線を固執する条文はいかなる論議にさらされたであろうか。二つの読会をつうじて、ことこの条文に関しては――たとえば、もつとも近いところでは、攝政に関する条項と対照的に――質疑がまったく出なかった。井上のそれを典型とする生前退位認容論が説えられ、かつ、そればかりでなく先に紹介したごとく、この論を体現した立法案が提示されもしたという、それまでの経緯に照らして考えてみれば、並み居る枢密顧問官のうち、ひとりぐらひは、第一〇条に異論を述べ、その当否を問う議論があつて当然ではなからうか、と思いたくなるのだが、全員沈黙のうちに、第一〇条は成立してしまつたのである。どうも顧問官らはすべて、へ天子たる存在は、犯罪を犯かすべからざるとおなじように、皇位から逃れることができないものなのだ」という伊藤博文的な確信の持主であつたようにみえる。少なくとも、いずれかの過程で、この線にみんながまとまってゆくようになったら

しい。

この間にあつて——へ天皇だつて人間なのだから、自ら欲せざるところを無理矢理押しつけつづけるわけにはゆくまいじやないか」という——井上を媒介とした——ブルンチュリ的な発想に立つ者は、枢密顧問のなかには一人も居ない構造になつていたものようである。

(1) 島善高『近代皇室制度の形成』成文堂、一九九四年三五頁以下における井上毅の立案参加模様の記述参照。

(2) 信山社版 上巻 四〇〇頁以下、「資料41」「皇室典範・同説明案(井上毅、明治二十年二月)。

(3) 加藤弘之訳、イ・カ・ブルンチュリ著『国法汎論』は、その一部が文部省によつて「明治壬申(一八七二年)へ明治五」五月刊行」され、さらにその余のある部分を含めたものが、一八七六年(明治九)四月に公刊されている。しかし、これは完結訳本ではない。加藤の訳業で残つた部分は、一八八八年(明治二二)八月に、平田東助訳、司法省蔵版として世に出された。いま本稿が扱っている井上の、ブルンチュリへの言及は、時代的にも、また、言及されている内容のうえでも、平田訳本と関係がないのは、はっきりしている。問題は、それ以前のいつ、井上はブルンチュリの書物 (*Allgemeine Staatsrecht*, 4 Aufl., Stuttgart, 1868) に接したか、である。井上は、この比較的の大部の概説書を原本で読めるほどドイツ語読解能力を持つていなかった。結局、加藤弘之の訳本に頼つた、と考えられる。そこで、私の推測によれば、もし井上が一八八六年(明治一九)段階までに加藤訳本を読んでいたのであれば、かの「謹具意見」において譲位論を展開するに際し、ブルンチュリの生前退位論を援用したにちがいないのである。一般的にいえることであるが、かれの立論の特徴のひとつは、能うかぎり外国法制・外国学者の言説を引き合いに出して、天皇家に伝統的なもの存続を正当化しようとする方法論にあつたからである。しかるに、「謹具意見」にあつては、攝政制度との関係で独英の経験に触れているものの譲位論との関係では、ブルンチュリを含め比較法制的な言説の言及は、まったく無いのである。さて井上は、一八八七～八八年憲法および皇室典範立案への本格的な取り組みを命ぜられ、その過程で、各法条のテキスト作成のみならず、各法条についての説明文(註解文)の執筆に全力をそそぐことになる。その作業のうち「憲法義解・皇室典範義解」として結実し世に知られるのだが、その際は、当初あつた説明文のうち、外国法制関係引用部分は——とくに、皇室典範に係る箇所において——大中に削除されたのであつた(宮澤俊義、林茂「憲法義解縁起」、『法学協会雑誌』五八巻八号一～一六七頁以下(一九四〇年)一一七九頁、および同五八巻九号一三三六頁以下、一三三〇頁)。ところが、



定本として公刊された「憲法義解・皇室典範義解」の「稿本」に当たる文書には、「ブロンチュリー氏」という名が四回出てくるらしい（木村毅『国法汎論』解題、『明治文化全集補巻（二）国法汎論』へ明治文化研究会編、日本評論社、一九七二年～二〇〇頁）。井上はこの時期、すなわち約束された国会開設の期限到来が間近かに迫り、それまでのうちになされるべき憲法典作成が最終段階に差しかかった時期に、はじめて、「ブロンチュリー氏」の本格的な検討をおこなうにいたったものと推定されるのである。ちなみに、木野主計『井上毅研究』（続群書類従完成会、一九九五年）に収められている、きわめて細密な「井上毅年譜」の一八八七年（明治二〇）八月の項に、「8月、『国法汎論』を読む」とある。この記述は、本注で指摘した私の推測と、うまく平仄が合う。

(4) 以下、加藤弘之訳、ブロンチュリー『国法汎論』の引用・言及は、『明治文化全集補巻（二）国法汎論』（明治文化研究会編、日本評論社、一九七一年）の覆刻本による。該当箇所は、その六八〇七〇頁である。ちなみに、早稲田大学図書館には、原本（第四版）上下二冊が備わっている。

(5) 知られているように、日本の女性天皇は八名一〇代あったという。つまり、二名は、それぞれ一度、「重祚」（退位した天子が再び就任すること）している。男性天皇のばあいも、「重祚」した例が少なくない。問題は、これら復位が成立するに当たって、ブロンチュリーという約束の有無である。おそらく、日本のばあいは、こうしたことが譲位の際に「約束」されなければならないとか、前から「約束」されていたとかいったことは、問題として意識されてはいなかったのではないかと思う。天皇史研究者の教えを乞う。

(6) これは、一六八九年の権利章典、一七〇一年のAct of Settlementおよび一七〇七年のSuccession of the Crown Actなどの諸制定法から割り出された法原則である（なお、私は、イギリス憲法史における退位問題についていささか興味があるので、ブロンチュリーの叙述も含め、いずれ稿をあらためて、このことにつき考察を進めたいと考えている）。

(7) 信山社版四三四頁以下「資料43」「皇室典範再稿（柳原前光、明治二十年三月一四日）。この譲位条項をうけて、第一五条は「譲位ノ後ハ太上天皇ト稱スル」文武天皇大寶令ノ制ニ依ル」とある。

(8) 信山社版 上巻 四四七頁以下、「資料45」「皇室典範・皇族令草案談話要録（伊東巳代治、明治二十年三月二十日）」。

(9) 前掲書（前注17）四五三頁。

(10) 信山社版 上巻 四五七頁以下、「資料46」「皇室典範草案（柳原前光、明治二十年四月）」。

(11) 信山社版 上巻 四八一頁以下、「資料50」「皇室典範草案（井上毅、明治二十一年五月）」。

(12) 信山社版 上巻 四九七頁以下、「資料51」「枢密院御諮詢案皇室典範（明治二十一年五月）」。

### むすびにかえて——その後の流れ・素描

一 寿命ある限りは天皇は天皇であり続けねばならず、生命の終りにおいてはじめて、いわば任期到来、それと瞬時も措かず、そのとき、皇嗣による皇位継承がおこなわれる（それ以外のばあいには、皇位継承はあり得ない）とする法構成——これを、明治皇室典範（第一〇条）は選び取った。爾来、明治から大正、大正から昭和へと三代にわたる天皇の皇位継承がこの法制のもとで——たぶん、外観のうえでは「難なく」という形容語を用いていい具合に——おこなわれた。この間において、心身の発達が十分でなかった大正天皇のばあい、一九二〇年代前後から政務処理に支障が生じたとき、支配層は、皇室典範第一九条（「天皇末夕成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク」／天皇久キニ巨ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族会議及枢密顧問ノ議ヲ経テ攝政ヲ置ク）が準備しておいてあった攝政の制度を活かした。こうして皇太子裕仁親王はほぼ五年（一九二一年へ大正一〇）二月～一九二六年二月）、攝政殿下を経験するという、ことの成りゆきがあった。

さて、これに遡って、明治皇室典範がまだ成立しなかった時代、本稿で明らかにしたように井上毅は、皇位継承時にもなう厄介事を処理するためには、攝政よりは讓位のほうがベターだという説を立てた。かれの説は結局、支配層のあいだに支持する者がなく、かれはこの点に関するかぎり一敗地にまみれ、皇室典範は生存退位の可能性を完全に否認した。したがって、「大正天皇問題」<sup>(1)</sup>は——「陽成天皇問題」とちがって——攝政という、いかなれば問奏曲風の雰囲気をとまなう暫定措置によって、処理するほかなかつたのである。そして、この処理方針に欠けるところがあつたかといえ、体制側からみてほとんど支障がなかつたということになるであろう。すなわち、一九四五年八月における日本国憲法体制への大鉄槌が下されるまでは、讓位Ⅱ生前退位の制度がなくても、大日本帝国はチットモ困ることはなかつた、と大方考えられている。

こういう事態を、讓位論者としての井上がもしなお存命であったならば、どう評価したであろうか。

井上は、攝政制度にあっては、現職にある天皇とその職務を——その名において——全面代行するところの攝政殿下という「ふたりの権威」がスムーズに並列することが不可欠であり、そのためには議会による同意の獲得その他の民意調達のための手続きが是非必要である。ところが、それは「言うのは易いが、おこなうはむずかしい。」と観測していた。井上によれば、これに反し讓位制度にあっては、天皇の側の主観的な悪状況のあれやこれやをさらけ出すことなく、皇室のなかの「お家の事情」による代替りを、一方的にアナウンスすれば、それでこと足りる便利な方策である。このほうが、攝政制度よりベターである、という考えであった。

こうした井上の攝政批判論（讓位肯定論）には、かれに固有なくつかの前提があったらうと思う。そのひとつ、一八八〇年代中葉、すなわち大日本帝国憲法および教育勅語を基軸として成立する天皇制が、いまだ発芽期にしかなかった段階で、かれは天皇制的な権威の存在とはたらかに十分な確信が持てないということがあるだろう。天皇制的な権威に欠けるところあればこそ、かれは、憲法の制定、教育勅語の發布に渾身の努力を払ったのである。八〇年代中葉期に到るまでのかれがイメージした天皇制的な秩序は、強烈な幕藩体制のもと、それこそ“*primus inter pares*”でさえもない、氣息奄奄の近世天皇家によって辛うじて保持されているその延長線上にあるものであったにちがいないのである。そうだからかれは、攝政制において、一方における現天皇と他方における攝政殿下という、「ふたつの権威」の対立を恐れたのであった。

しかしながら、一八八〇年半ばとちがって、皇室典範の制定により憲法体系のなかに画然たる権威秩序が確立し得たばかりではなく、いわゆる「大正デモクラシー」にもかかわらず、治安維持法（一九二五年法四六）等による補強施策により、この権威秩序はある意味でもっとアグレッシブになる傾向を示しはじめようになっていた。したがって一九二〇年代はじめにおいては、大正天皇と攝政殿下との「ふたつの権威」の対立など、生ずる余地はなかった。すなわち、井上が前提とす

る恐れは、天皇制的な權威が持つ力への多かれ少なかれペシミスティックな物の見方に支えられたものであったが、それはいまや過去の遺産でしかないことがわかったのである。

井上はまた、右の恐れにも関係するが、攝政殿下による「權威」の引き継ぎには、なんらかの国民的な合意調達が不可欠だと考えた。この点でかれには、元老院による承認というヨーロッパ式の手続を踏まえざるを得まいという前提があった。やがて成立する元老院、または名目がなんであれ民選的な要素を含む議會、による審議が無いわけにはゆくまい、とにらんだ。そしてかれは、その点で円滑な討議による承認調達という手続進行にオプティミスティックであり得なかった。そもそもかれは一般に、国家運営における民主主義な要素が侵透することにいちじるしく警戒的であったのである。

さてところで、明治典憲体制の確立過程において、皇室典範に象徴される皇室自律主義は確固たる地歩を占めるにいたり、帝国議會は皇室事項を立ち入り禁止の神聖なテリトリーとして、遠くから敬うことに終始することになる。じつは井上自身、皇室自律主義の基盤作りに生涯を賭けたといっているほどこの主義にコミットしたのであるが、その後の皇室自律主義は、かれの抱懐するイメージを超えて発達した。攝政就任案件のごときについての議會関与は、ただ事後による礼賛機能を果たすに止まった。デモクラティックな要素とはまったく無縁な「皇族會議及樞密顧問ノ議」(旧皇室典範第一九条)が絶対的であり得るような、そのような時代に、一九二〇年代は、なっていたのである。

裕仁皇太子殿下が攝政就任問題に当面するちようどそのころ、殿下の周辺では、のち「宮中某重大事件」として知られるようになるトピックが浮上しつつあった。<sup>(2)</sup>ことは、皇太子の婚約相手である久邇宮良子の身体的適格性をめぐる論議に端を発す。支配体制は徹底した情報統制をおこなうとともに、「菊のカーテン」内部で事態解決に努め、結果としては難関を切り抜け、一九二三年六月、めでたく「御結婚ノ勅許」が下されることとなる流れが作られつつあった。私が関心を持つのは、「宮中某重大事件」に發揮された情報統制上の意味と「菊のカーテン」に対するポピュリズムのありようということがらで



を理解し同意したうえで「勅令」を以って枢密院に「諮詢」したかどうかである（ここで私が問うているのは、手続形式のうえで勅令が出ているかどうかではない）。

もうひとつの問題は、実質上はいまの第一の問題とおなじことに帰するのであるが、摂政令（一九〇九年皇室令二号）第二條「攝政ヲ起キタルトキ……ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス」に関連して生ずる。いうまでもないことであるが、「詔書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈴ケン捺印」しなければならぬ（公式令へ一九〇八年勅令ニ）。このばあいの署名および捺印は、攝政に任せられることとなる皇太子がではなくて、そう任命する大正天皇がなすものと解するほかない（そして実際の詔書は、「朕」すなわち大正天皇がアドレッサントとして発せられた）。けれども、当時の大正天皇がこういった手続を、自らの判断と行為によつてなし得たのだろうか。

ともかくも、一九二二年一月二日の詔書公布により、皇太子はめでたく攝政就任した。この手続の背後にどんな実体があったのかの詮索をする興味を私は持たない。けれども、この点にかんする専門家である原武史の判断——すなわち、「天皇は自らの意志に反して、牧野（伸顕、宮内大臣——引用者）をはじめとする宮内官僚によつて強制的に『押し込め』られたというのが私見である。」<sup>(3)</sup>——には、信を措くべきものがある、と強く感ずる。天皇は、体制支配層<sup>(4)</sup>側近の者たちによつて「押し込め」られ、攝政就任に必要な手続履行は、かれらによつて体よく処理されたというのが、この真相であったと思われるのである。

以上の叙述によつて、私は、だから、裕仁攝政殿下の就任は違法であつたとか無効であつたとかいったことどもを示唆するつもりでは全くない。私が思うのは、明治典憲体制が備えた攝政制度は、憲法一七条、皇室典範一九条、攝政令二条などなどどれひとつとっても、あのとときの大正天皇がさうであつた程度に自己管理能力を欠き人格の統一性を喪失するといった

事態を想定しなかったということ、そしてそのことの結果、社会支配層は合法性の外観を呈するため、形式を整うのに大童・きりきり舞いさせられたらしいということである。井上毅が仮にもし存命であつて、裕仁皇太子殿下攝政就任に介在した手続上のあやふやさを知つたならば、どういう評価をくだしたであろうか。これを想像してみるのには、一興ではある。けれども、攝政ではなくて、讓位だったら、困難なく切り抜けたであろうのにと、井上が単純に判断したとは思えないのである。

讓位のばあいであろうと、攝政のばあいとおなじように、当事者たる天皇の十全の判断能力が一応前提として、制度が作られないわけにゆかなかろう。陽成天皇や大正天皇のケースのように、極度の精神上の失患のゆえに自己管理能力を欠くばあいにどう対処するかという問題は、讓位によるにせよ、攝政によるにせよ、いずれにせよ、相い伴なうのである。さてでは、こうした例外的なケース、すなわち当事者たる天皇から法的に有意味な同意が得られそうもないばあいを予め想定して、それに備えて、皇室典範や攝政令などにより、どのように客観的・制度的な仕組みが設けられるべきなのであるか。井上は、この難問を「菊のカーテン」内側に押し込むことで回避することができると考えた。しかしながら、それは回避であつて解決ではない。時代はもはや、そういうことが可能である時代ではなくなつていたのである。

三 思うに、天皇であれ君侯であれ、個人としては自然的な人間である。人である以上、精神上的の極度失患に陥り、自由管理能力を失うことがあり得るのは、不可避である。陽成天皇のみならず、万世一系の天皇のなかにも、そうした運命遭わねばならなかつた例が無いことはないであろう。近い外国例では、イギリスのジョージ三世、バイエルンのルートヴィヒ二世など、だれでもがよく知っている。

世襲による皇位（王位）継承という制度には、右のようなあり得べき事態に備えて、攝政制度によるにせよ、讓位制度によるにせよ、スムーズに、道理にかなつた手段をどう定めておくかという難問が、ついてまわるのではなからうか、と思ふ。

大正―昭和の皇位継承には、スムーズにおこなわれたと総括するには躊躇を覚える態の、クラムズイネスを感じる。

(1) 「遠眼鏡事件」として知られる噂話に象徴されるように、一九二〇年ごろ大正天皇は精神状態に異常があるらしいという情報が市民の中に流布され、一九二〇年三月下旬、政府は病状に詳しく触れることなく天皇の罹病を公表した。爾来、一九二六年末死去するまでのあいだ、天皇の病気につきあれこれと話題になりつづけた。ここでは、それを「大正天皇問題」と表記しておく(原武史『大正天皇』、朝日新聞社、二〇〇〇年、参照)

(2) そのころ皇太子周辺ではもうひとつ、「訪欧問題」が議論されていた。そして結局のところ一九二二年三月―九月、この、皇太子外遊という『我国有史以来』最初のイベントが実行された(その意味につき、さしあたり、波多野勝「大正二〇年皇太子訪欧」『法学研究』〈慶應大学法学部〉六六巻七号三〇頁以下、一九九三年、参照)。このイベントは、攝政就任のための準備作業のひとつであったのはまじがいない。

(3) 前注(1) 原武史『大正天皇』二五一頁。

(4) この間にあつて、たとえば、攝政令第二条が定める「詔書」に必要な「親署」は、天皇に代わって裕仁がおこなったという(原・前掲書二四九頁)。任命される者が、任命する者に代わって署名したというのである。